

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠の国際登録（ハーグ制度）の件で、更新手続きを行います。特に注意すべき点がありますか？

国際登録は国際登録日から5年間有効です。その後5年ごとの更新により、15年間または各指定国の最長保護期間まで、権利を存続させることができます。更新手続きは各指定国官庁へ個別に行うのではなく、WIPO国際事務局への手続きに一元化されています。

1. 更新の手続き

WIPOではeHague^{※1}による手続きを推奨しています。eHagueから更新を行う順序は以下のとおりです。

- (1) 更新の請求
- (2) 手数料の支払い^{※2}

eHagueでの更新手続きはeHague出願をしていなくても利用できます。

1-1. 更新の請求

国際意匠登録の更新期限の6カ月前からeHagueにて更新の請求が可能です。ただし、更新にかかる個別指定手数料は、通貨レートの変動等により変更される場合があります。更新期限3カ月前に更新料金が確定されますので、不足金や過払いを防ぐためには更新期限3カ月前以降の手続きがお勧めです。なお、eHagueでは手数料の確認、一部更新する場合の範囲指定も簡単に行うことができます。

1-2. 手数料の支払い

次の手数料を遅くとも国際登録の期間満了前に国際事務局に支払います（期限経過後6カ月以内においても、割増手数料を支払うことにより更新可能です）。

なお更新の手続きは、支払いの受領日を基準として期日までに手続きがなされたかどうかを判断されるため、更新の期日までにWIPO国際事務局に届くよう料金をお支払いください。

・基本手数料：200スイス・フラン（1意匠。2意匠目以降は、1意匠ごとに17スイス・フラン）

・指定手数料

(i) 標準指定手数料：21スイス・フラン（2意匠目以降は、1意匠ごとに1スイス・フラン）

(ii) 個別指定手数料

2. その他の注意点

更新期限の6カ月前には非公式のリマインダー通知が名義人および代理人に送付されます。ただし、この通知はサービス通知であるため、受領されなかった場合も期間経過の理由にはなりませんのでご注意ください。また、拒絶された指定国、各締約国から国際事

務局に通知された最長保護期間が満了した指定国についても更新の請求があった場合には更新されます。更新不要の指定国や意匠については選択されないようご注意ください。

3. おわりに

更新手続きは、余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

また、更新請求後の個別の案件についてのお問い合わせは、Contact Hague^{※3}よりご連絡ください。

WIPO日本事務所HP掲載の「ハーグ意匠国際登録の更新マニュアル」^{※4}もご参照ください。

※1 <https://hague.wipo.int/#/landing/home>

※2 <https://www.wipo.int/ja/web/paying-for-ip-services/hague-system-fees>

※3 <https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

※4 <https://www.wipo.int/documents/d/office-japan/hague-renewal-2023-for-wjo-hp-mfa.pdf>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先】
TEL : 03-5532-5030
e-mail : japan.office@wipo.int
URL : wipo.int/japan